

佐賀県行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年12月22日

佐賀県知事 山口 祥 義

佐賀県規則第55号

佐賀県行政組織規則の一部を改正する規則

佐賀県行政組織規則（平成28年佐賀県規則第20号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後												
<p>第23条 略</p> <p>2・3 略</p> <p>4 略</p> <p>5 第1項から第3項までに規定する職にある者は、上司の命を受けて、次の表の左欄に掲げる職の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる事務を掌理し、所属の職員を指揮監督する。</p> <table border="1" data-bbox="232 850 1093 1018"><tr><td colspan="2">略</td></tr><tr><td>推進監又はリーダー</td><td>略</td></tr></table> <p>6 第4項に規定する職にある者は、上司の命を受けて、次の表の左欄に掲げる職の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる事務を掌理する。</p> <table border="1" data-bbox="232 1150 1093 1195"><tr><td>略</td></tr></table> <p>第26条 略</p> <p>2～4 略</p> <p>5 出納局の課長及びセンター長にあつては、<u>第23条第5項</u>に規定するもののほか、局長不在のときは、その掌理する事務について、</p>	略		推進監又はリーダー	略	略	<p>第23条 略</p> <p>2・3 略</p> <p><u>4 農林水産部に家畜防疫対策企画監を置くことができる。</u></p> <p>5 略</p> <p>6 第1項から第4項までに規定する職にある者は、上司の命を受けて、次の表の左欄に掲げる職の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる事務を掌理し、所属の職員を指揮監督する。</p> <table border="1" data-bbox="1160 850 2018 1018"><tr><td colspan="2">略</td></tr><tr><td>推進監又はリーダー</td><td>略</td></tr><tr><td><u>家畜防疫対策企画監</u></td><td><u>家畜防疫対策に関して部長が特に命ずる事務</u></td></tr></table> <p>7 第5項に規定する職にある者は、上司の命を受けて、次の表の左欄に掲げる職の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる事務を掌理する。</p> <table border="1" data-bbox="1160 1150 2018 1195"><tr><td>略</td></tr></table> <p>第26条 略</p> <p>2～4 略</p> <p>5 出納局の課長及びセンター長にあつては、<u>第23条第6項</u>に規定するもののほか、局長不在のときは、その掌理する事務について、</p>	略		推進監又はリーダー	略	<u>家畜防疫対策企画監</u>	<u>家畜防疫対策に関して部長が特に命ずる事務</u>	略
略													
推進監又はリーダー	略												
略													
略													
推進監又はリーダー	略												
<u>家畜防疫対策企画監</u>	<u>家畜防疫対策に関して部長が特に命ずる事務</u>												
略													

改正前	改正後
その職務を代行する。	その職務を代行する。

附 則

この規則は、令和 5 年12月25日から施行する。